

国営かんがい排水事業 篠津八幡地区

事業の概要

本事業は、北海道石狩支庁管内の江別市、石狩郡当別町にまたがる水稻作を中心とした農業地帯において、水田 806ha を対象に、湛水被害の解消を図るため、排水機 1 ヲ所（計画排水量 $4.80\text{m}^3/\text{S}$ ）を改修するものである。

事業の目的・必要性

本地区は、国営篠津土地改良事業（昭和 26～昭和 46 年）により排水施設が整備され、排水改良が図られた農業地域である。しかしながら今日では、排水施設の老朽化に伴う機能低下により湛水被害が頻発する状況にある。

このため、本事業は、排水機の改修を行うことにより湛水被害の解消及び農業経営の安定化を図ることを目的とする。

事業の効率性

効 用(年総効果額)

・ 施設の維持管理費の節減	3 百万円
・ 施設更新による現況施設機能の維持	127 百万円
計	129 百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算定式	数 値	備 考
総事業費		1,800 百万円	
効 用		129 百万円	
廃用損失額		-	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数		22 年	当該事業の耐用年数
還元率 $\times (1 + \text{建設利息率})$		0.0714	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	$= \text{効用} \times \text{還元率}$	1,809 百万円	
費用便益比	$= \text{総便益} / \text{総事業費}$	1.00	

注 1) 百万円単位で四捨五入しているため、効用及び総便益は、算定結果と合わない場合がある。

注 2) 数値は土地改良法に基づく法手続きを経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

本事業で老朽化が進行している八幡第 2 排水機の改修を行うことにより、湛水被害の解消と安定的な営農活動の維持・発展及び年間約 3 百万円相当の維持管理費の節減を図ることが可能となる。

日程・手続

平成 15 年度中に、土地改良事業計画の概要に関する公告等において、土地改良法に基づく手続が開始される予定である。

事業に対する決議

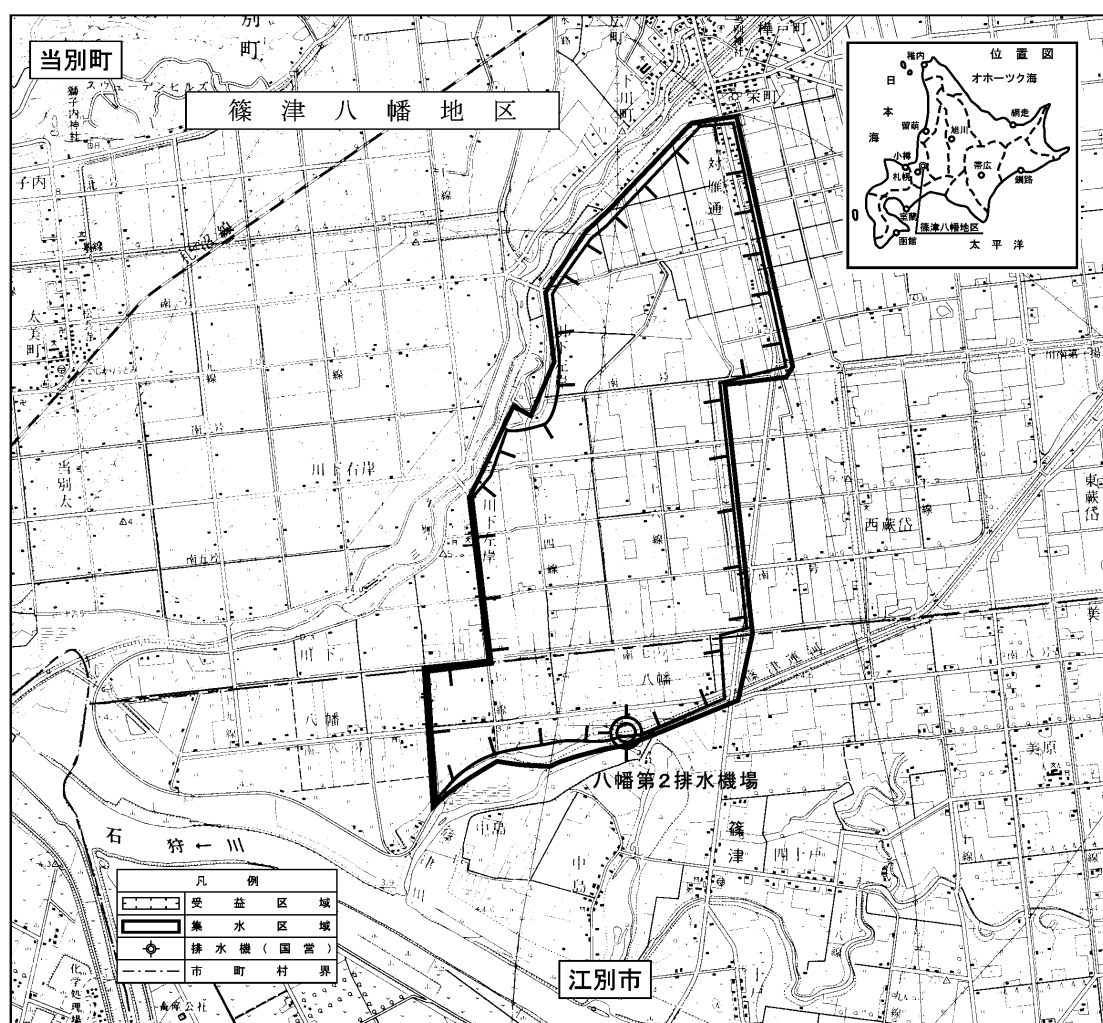
平成 15 年 5 月 関係市町及び土地改良区で組織する「篠津八幡地区事業促進期成会」において、平成 16 年度新規着工要望することを決議。

評価担当部局

農村振興局

概要図

1. 受益面積	806ha		
2. 受益者数	132 人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	排水機	1 ヶ所	1,800 百万円
	合 計		1,800 百万円
4. 国営総事業費	1,800 百万円		



平成 16 年度 新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

【局名：北海道開発局，地区名：篠津八幡】

1．必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判 定
1．事業の必要性が明確であること。(必要性)	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2．技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、排水状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3．事業の効率性が十分見込まれること。(効率性)	・ 当該事業の全ての効用が、その全ての費用を償うこと。	☐
4．農家負担の可能性が十分であること。(公平性)	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☐
5．環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
6．事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

平成 16 年度 新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

【局名：北海道開発局，地区名：篠津八幡】

2. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項 (有効性)	地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。 水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。 老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	☒ ☐ ☐ ☒
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 コスト縮減について、具体的に配慮した計画となっている。 関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。 一般被害等の軽減にも寄与するものである。 地元の事業推進体制が整備されている。 関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 関連する他事業との調整が図られている。 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☒ ☐ ☐ ☒ ☐ ☐ ☒ ☐ ☐ ☒

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。